

蓮田市中間前金払取扱要綱

令和6年12月19日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、蓮田市契約規則（平成29年蓮田市規則第27号）第34条の規定による公共工事に要する経費の前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払は、請負代金額500万円以上で、かつ、工期が2月を超える土木建築に関する工事を対象とする。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次の要件を全て満たしている場合に支出するものとする。

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築工事に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (5) 当初の前金払が支出済であること。

2 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約においては、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えて、前項の規定を準用するものとする。

(中間前金払の割合等)

第4条 中間前金払の支払額は、請負代金額の10分の2を超えない額で、かつ、当初支出した前金払の額と合計して請負代金額の10分の6を超えないものとする。

- 2 中間前金払の支払額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 継続費等の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の工事等の金額に対してすることができる。
- 4 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約に係る中間前金払は、契約締結の当初

における請負代金額の総額に対してすることができる。

(中間前金払と部分払の選択)

第5条 部分払が認められている土木建築に関する工事は、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者が選択するものとする。

2 前項に規定する対象工事の受注者は、様式第1号の中間前金払・部分払選択届出書を契約締結時に市長に提出しなければならない。この場合において、契約締結後の選択の変更はできないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、継続費等の2年以上にわたる契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて当該年度末に部分払を行うことができるものとする。

(中間前金払の申請等)

第6条 中間前金払の支払を受けようとする受注者は、様式第2号の中間前金払認定請求書に、蓮田市建設工事請負契約約款第11条に基づく様式第3号の工事履行報告書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の中間前金払認定請求書が提出されたときは、第3条第1項各号の要件を満たしているか否かを7日以内に審査し、その結果を様式第4号の中間前金払認定(不認定)通知書により受注者に通知するものとする。

(中間前金払の請求等)

第7条 前条第2項の規定による認定を受けた受注者が中間前金払の支払いを受けようとするときは、様式第5号の中間前金払請求書に保証事業会社(法に規定する保証事業会社をいう。)の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

2 中間前金払の支払時期は、中間前金払請求書を受理した日から14日以内とする。

3 中間前金払の支払は、受注者が第1項の保証証書に記載した前金払預託金融機関の口座に振り込むものとする。

(中間前払金の額の変更等)

第8条 市長は、中間前金払を支払った後、契約内容の変更により請負代金額に著しい増額が生じたときは、変更後の中間前払金の額に相当する額から既に支払った中間前金払の額を差し引いた金額の範囲内の額を中間前金払として追加して支払うことができる。この場合において、中間前金払の申請及び支払の方法は、前2条の規定を準用する。

2 中間前金払の支払を受けた受注者は、変更後の請負代金額が当初の請負代金額より減額した場合においては、既に支払を受けた前払金の額と中間前払金との合計の額が変更後の契約金額の10分の6を超えることとなったときは、その超過した額を変更契約の締結後30日以内に返還しなければならない。

(中間前金払の用途制限)

第9条 中間前払金は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入

費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、「動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する経費以外の経費に充てることはできない。

（中間前金払の返還）

第10条 中間前金払の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中間前金払の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 中間前金払を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
- (2) 契約を解除したとき。
- (3) 申請者の責めに帰すべき理由により契約履行の進捗が著しく遅延したと認められるとき。
- (4) 保証契約を解除したとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

（遅延利息）

第11条 市長は、第8条第2項及び前条の規定に該当する場合において、返還すべき中間前金払を市長の指定する期日までに返還しないときは、当該返還期日の翌日から返還日までの日数に応じ、返還すべき額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た金額を遅延利息として徴収することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、中間前金払について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和6年12月19日市長決裁）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告及び入札する者に通知する入札の契約に係る前金払について適用する。

附 則（令和8年3月4日市長決裁）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告及び入札する者に通知する入札の契約に係る前金払について適用する。

様式第1号（第5条関係）

中間前金払・部分払選択届出書

年 月 日

蓮田市長 宛て

住 所

受注者 商号又は名称

代 表 者

下記の工事について、蓮田市公共工事中間前金払取扱要綱第5条第1項の規定により、
〔 中間前金払 〕
〔 部 分 払 〕 を選択します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請負代金額	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
摘 要	

注 中間前金払、部分払のどちらか一方を選択してください。

注 契約締結後の内容の変更はできません。

様式第2号（第6条関係）

中間前金払認定請求書

年 月 日

蓮田市長 宛て

住 所

受注者 商号又は名称

代 表 者

下記の工事について中間前金払制度の適用条件を満たしているため、蓮田市公共工事中間前金払取扱要綱第6条第1項の規定により、中間前金払の認定を請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請負代金額	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
摘 要	

注 様式第3号(第6条関係)の工事履行報告書を添付すること。

工事履行報告書

作成日 年 月 日

工 事 名				
工 期	年 月 日から		年 月 日まで	
月 別	予定工程 () は工程変更後	実施工程	差	備考
年 月	% (%)	%	(+・- %)	
年 月	% (%)	%	(+・- %)	
年 月	% (%)	%	(+・- %)	
年 月	% (%)	%	(+・- %)	
年 月	% (%)	%	(+・- %)	
年 月	% (%)	%	(+・- %)	
年 月	% (%)	%	(+・- %)	
年 月	% (%)	%	(+・- %)	
年 月	% (%)	%	(+・- %)	
年 月	% (%)	%	(+・- %)	
年 月	% (%)	%	(+・- %)	
(その他記載欄)				

備考

- 1 報告は、月報を標準とします。
- 2 必要に応じて工事の進捗状況等を確認するため、他の資料等の提出を求めることがあります。
- 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入してください。

現場代理人	主任(監理)技術者

- 監督員確認事項 工期の2分の1が経過
 工期の2分の1が経過するまでに実施すべきとした作業が実施済
 実施済作業の経費が請負代金額の2分の1以上

様式第4号（第6条関係）

中間前金払認定（不認定）通知書

第 年 月 日 号

様

蓮田市長

蓮田市中間前金払取扱要綱第6条第2項の規定により、下記の工事について、中間前金払をすることを

認 定
不認定

 したので通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請負代金額	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
摘 要	

様式第5号（第7条関係）

中間前金払請求書

年 月 日

蓮田市長 宛て

住 所

受注者 商号又は名称

代 表 者

下記の工事の中間前金払について、蓮田市中間前金払取扱要綱第7条第1項の規定により請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	
前 払 金 受 領 額	
既中間前払金受領額	
中間前払金請求額	
振 込 先	金融機関名 本支店名 預金種別 口座番号 口座名義人
摘 要	

備考 振込先は、当該中間前金払の保証証書に記載された預託金融機関としてください。